

**「とくしま高校生エシカルサミット2025」の開催に係る委託業務
公募型プロポーザル募集要項**

本事業は、令和7年度予算案に基づき募集を行うものであり、契約の締結に際しては、令和7年度当初予算に関し、議会の議決が必要である。

なお、当初予算に関し、議会の議決が得られなかった場合、契約予定者に対して県は、いかなる責任も負わない。

全国的にエシカル消費の意識が高まる中、エシカル消費先進県として、高校生を中心とした若者が、エシカル消費の視点を取り入れながら未来の社会を形成する力を身に付けるため、県内外の高校生を対象に、県内でフィールドワークや意見交換をしながらエシカル消費の課題解決について考え、発表する場を設け、エシカル消費教育を推進することを目的とし、「とくしま高校生エシカルサミット2025」を開催することとしており、開催に係る以下の業務を実施する事業者を募集します。

1 業務概要

(1) 業務名

「とくしま高校生エシカルサミット2025」の開催に係る委託業務

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

なお、ここに定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者で協議して決定する。

(3) 実施主体

徳島県教育委員会高校教育課

(4) 委託期間

契約締結の日から令和8年2月27日（金）まで

(5) 委託料上限額

9,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(6) スケジュール

令和7年2月18日（火）	募集開始
令和7年3月 3日（月）	参加申込書の提出締切
令和7年3月 5日（水）	事業説明会（徳島県庁）
令和7年3月 7日（金）	質疑書の提出締切
令和7年3月17日（月）	企画提案書の提出締切
令和7年3月下旬	企画提案選定委員会
令和7年3月下旬	選定結果通知
令和7年4月以降	契約

2 応募に係る参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次の全ての要件を満たす者であって、本委託業務を的確に遂行するに足る能力を有する者であることを条件とする。

ただし、複数事業者による共同企業体として参加する場合にあたっては、(8)については、構成する事業者のうち、半数以上の事業者が満たしていればよい。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者

(2) 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置の対象となっていない者

(3) 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から

2年を経過しない者

(4) 次のアからエまでのいずれかに該当する者でないこと。

ア 民事再生法（平成11年法律第255号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）

ウ 破産法（平成16年法律第75条）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

エ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者

(5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団及び構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統治下にある団体でないこと。

(6) 特定の政治活動や宗教活動を主たる目的とする者、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。

(7) 国税および地方税等を滞納していないこと。

(8) 1の(6)で示す事業説明会に参加していること。

3 応募の手続き等

プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 参加申込書の提出

提出書類（各1部提出）

ア 参加申込書（様式第1号）

共同企業体による参加申込の場合は、様式第1－2号を使用すること。

イ 共同企業体協定書兼委任状（様式第2号）

共同企業体による参加申し込みを行う場合のみに提出すること。

ウ 提案団体の概要（様式第3号）

提出期限

令和7年3月3日（月）午後5時まで（必着）

(2) 企画提案書等の提出

提出書類（ア、イ、ウー① 10部（正本1部、副本9部） ウー②③④ 1部）

ア 企画提案書

企画提案書はA4版、長辺綴じ（A4での作成が適当でない場合はA3折込使用も可）とし、様式第4号を表紙として、下記の①から③までの各項目内容を記載した別紙（様式任意）を添付し作成してください。

① 提案内容、実施計画及び実施体制

仕様書の「5 業務内容」に基づき、企画提案する内容、その実施計画及び実施体制等について具体的かつ詳細に記載してください。

② 安全対策

トラブルや危機への対応、感染防止対策

③ 類似業務の実績等

本委託業務に類する事業の実施実績や総括責任者及び担当者の経験、資格、能力等について記載してください。

イ 見積書

見積の基礎となる内容、及び数量等の積算内訳を記載すること。

ウ 事業者（提案者）の概要

① 事業者の概要（既存のパンフレット等も可）

② 法人登記簿謄本（法人格を有しない場合は、これに類するもの）

③ 定款又は寄付行為（法人格を有しない場合は、これに類するもの）

④直近の決算又はこれに類するもの

提出期限

令和7年3月17日（月）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵便（書留郵便又は配達証明）により提出すること。

(4) 提出先及び問合せ先

徳島県教育委員会高校教育課 キャリア・消費者教育担当

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

電子メール koukoukyouikuka@pref.tokushima.lg.jp

電話 (088) 621-3134

4 プロポーザルの応募に際しての注意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当することが判明した場合、失格または無効となり、県からその旨を通知する。

ア 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

イ 応募資格の要件を満たしていない場合

ウ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

エ 見積金額が見積限度額以上であった場合

オ 本募集要項に違反すると認められる場合

カ 応募者による業務履行が困難であると判断された場合

キ その他不正な行為があったと県が認めた場合

(2) その他

ア 応募は1参加者につき1件とする。また、共同企業体の構成員として参加している事業者においても、本業務の他の参加者（共同企業体の構成員を含む。）となることはできない。

イ 応募書類の提出期限後の訂正、追加、差替及び再提出は認めない。

ウ 提出された企画提案書等の書類は、理由のいかんを問わず返却しない。

エ 文章を補完するために必要な写真、イラスト、イメージ図、表等を使用できる。

オ 書類等の作成に用いる用語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

カ 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に県の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。

キ 委託業務により知り得た秘密は、他者に漏らさないこととする。

ク 契約履行過程で生じた成果物、制作物の著作権は、徳島県に帰属する。

5 応募書類等に係る質疑

(1) 質問の受付期限

令和7年3月7日（金）午後5時まで（必着）

(2) 質問の提出

質問は、質疑書（様式第5号）により行うものとし、3の（4）に示す提出先まで電子メールで提出すること。なお、送付後に必ず電話で着信を確認すること。

(3) 質問の内容

原則として、当該委託事業に係る条件や企画提案書提出手続きに関する事項に限るものとする。

(4) 質問に対する回答

参加者及び他のプロポーザル参加申込者に対して、電子メールにより、令和7年3月13日（木）までに回答する。

6 選定方法等

(1) 県は、企画提案等の内容を審査し、委託候補者を選定するため、「とくしま高校生エシカルサミット2025」の開催に係る委託業務企画提案選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、競争性・透明性の確保に十分配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点する。

なお、必要に応じてヒアリング又はプレゼンテーションを実施することがある。
ヒアリング等を実施する場合は、対象者へ別途連絡する。

(2) 選考基準

	項 目	配点
基本的事項（25点）		
事業を遂行するに当たっての基本的な体制・方針は適切なものであるか	(1) 業務実施体制 本事業を効果的かつ確実に実施できるか。	10
	(2) 専門性・業務実施力 本事業を実施するに足る専門性や実績があるか。	10
	(3) 事業実施に向けた契約・スケジュール 本事業を実施に向け具体的かつ適切な計画があるか。	5
個別業務の実施（55点）		
提案内容が具体的に説得力があり成果が期待できるものであるか。	(1) 業務の企画及び実施について 本事業の目的に合った提案ができているか。	10
	(2) フィールドサミットの実施場所・講師の選定、実施方法について具体的な手法等の提案ができているか。また、エシカル消費に関する食事について具体的な提案ができているか。	15
	(3) コンベンションサミット（パネルディスカッション、プレゼン発表）の準備及び実施方法、参加者・招待者等の連絡調整について具体的な手法等の提案ができているか。	10
	(4) 英語対応を含むオンライン開催及び配信の実施方法について具体的な手法等の提案ができているか。	10
	(5) 広報及び動画・記録誌の作成について具体的かつ適切な計画があるか。	10
経費の妥当性（20点）		
経費の見積りが企画提案の内容に対し、適切なものであるか。	(1) 企画提案書の内容と見積書の整合が図られているか。	10
	(2) 事業費の積算は妥当であるか。	10
評価点合計		100

(3) 委託候補者の選定

選定委員会の各選定委員の評価に基づき、総合得点の最も高い応募者を委託候補者に選定する。
ただし、評価点の平均点が60点に満たなかった企画提案は、失格とする。

(4) 選定結果の通知及び公表

選定結果は委託候補者の選定後、全ての参加者に、文書により通知する。なお、審査経過については公表しない。

7 参加辞退

参加申込書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに高校教育課へ連絡するとともに、応募辞退届(様式第6号)を提出すること。なお、辞退の届出は、持参又は郵便（書留郵便又は配達証明）により提出すること。

8 費用負担

企画提案書等作成に係る一切の費用は、応募者の負担とする。

9 契約の締結

- (1) 公募型プロポーザル方式による随意契約とし、選定委員会から委託候補者の報告を受けた者を契約予定者として、契約締結の協議を行う。
- (2) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、県と契約予定者が協議を行い決定する。この協議の際に企画提案の内容を一部変更することがある。
- (3) 協議が整った場合に、改めて事業計画書及び見積書を徴して、契約を締結する。契約書を作成し、その契約条項については、契約予定者と協議して定める。